

総務市民委員会 会議録

日 時 令和2年6月18日（木曜日）

午前11時11分開会 午前11時25分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 議案の審査

① 議案第47号 土浦市特別職の職員で常勤のものの給料月額の特例に関する条例の制定について

② 議案第48号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第5回）
（予算決算委員会・分科会）

4 閉 会

出席委員（8名）

委員長 島岡 宏明

副委員長 今野 貴子

委 員 久松 猛

委 員 吉田 博史

委 員 吉田 千鶴子

委 員 海老原 一郎

委 員 柴原 伊一郎

委 員 篠塚 昌毅

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（5名）

副市長 東 郷 和 男

副市長 栗 原 正 夫

市長公室長 川 村 正 明

総務部長 望 月 亮 一

人事課長 今 野 修

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

議 員 福田 一夫

議 員 柏村 忠志

議 員 寺内 充

議 員 柳澤 明

議 員 目黒 英一

議 員 田子 優奈

○**島岡委員長** 只今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、協議事項に付託された議案の審査に入ります。議案第47号土浦市特別職の職員で常勤のものの給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**今野人事課長** 土浦市特別職の職員で常勤のものの給料月額の特例に関する条例の制定について説明いたします。委員会資料で説明させていただきます。1の制定理由につきましては、感染症事業に係る財源とするため、常勤の特別職の給料月額を減額するものでございます。次の2の制定内容につきましては、今回の給料月額の特例として措置するもので、土浦市特別職の職員で常勤のものの給料月額の特例に関する条例を制定いたしまして、その支給額を減額するものです。減額の期間につきましては、令和2年7月1日から令和2年10月31日までの4カ月間でございます。また、減額割合は給料月額の10%。100分の10でございます。一つとばしまして、4番目、この条例の施行日につきましては、令和2年7月1日で、令和2年10月31日の期限到来により効力を失うものでございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**吉田（博）委員** この制定内容。まず、4カ月間とした根拠。それともう一つ。月額10%削減とした10%の根拠。この2つをお願いします。

○**今野人事課長** この度の減額措置につきましては、新型コロナウイルス感染症により市民生活や経済が多大な影響を受けたということであります。そのような状況を踏まえまして、市民の気持ちに寄り添いたいという思いでございます。

○**吉田（博）委員** 俺はそういうことを聞いているんじゃないよ。なんで4カ月にしたんだと。5カ月も6カ月もあるでしょ。3カ月もあるでしょ。4カ月の根拠と10%にしたという根拠。それを聞いているんだよ。

○**東郷副市長** 4カ月と10%の根拠ということで吉田（博）委員の方からございました。県内で知事を含めて22団体の方で減額の措置を行うというようなことでございます。その中で、給料を減額する場合、それから期末手当を減額する場合。種類はございますけれども、3カ月、4カ月、6カ月ということ。そういった事例を見ながら4カ月、10%との判断をさせていただきました。

○**吉田（博）委員** それは、県内の、副市長の話では、県内の他市の、他の自治体の例を参考にして、この数字を選んだと。いうそれだけのことだな。

○**東郷副市長** そういったものを参考にさせていただいて、減額とさせていただいたということでございます。

○**吉田（博）委員** 総額で130万3,200円。この金額については副市長どう思いますか。

○**東郷副市長** 今新型コロナウイルスでですね、市民生活、本当に経済が大変な状況にある中でですね。130万。確かに、多いとも、少ないとも、という感じはしますけれども。これは執行部側の気持ちということでご理解していただければと。

○**今野副委員長** 今、130万の金額の話がでましたけれども、今この状況においては、この金額は、まあ、泡のように消えてしまうだけなのかな。まあ、気持ちの問題。まあ、

気持ちは無いよりはあった方がいいんですけども。でしたらこれを、これから第2波、第3波と、それといろいろな状況も発生してくると思いますので、これを基金に。新しく基金を創設するというを目的にするということは、いかがでしょうか。そちらの方が将来的には、貢献できるのではないかと感じます。

○東郷副市長 今、副委員長の方から基金にというようなお話がございました。まあ、他の自治体で基金を設けて積まれているところもございます。今回は、基金については設けてごさいませんので、ご提案の運営について早急に基金で設けたいということではできませんけれども。そういう方法もあるなとは思いますが。

○今野副委員長 先ほども申し上げましたように、第2波、第3波。かなり、間近に迫っている可能性もあります。ですので、早急にこれは前向きな対応をしていただければなと思います。ちなみに今回、例えばそれを前向きに考えるとしましたら、今回は間に合わない。今回は考えない。とのご答弁ですか。

○東郷副市長 基金については、先ほどご説明したとおり、検討させていただきましても、今回については、基金を設けるという訳にはいきませんので、これで対応させていただきたいと思えます。

○今野副委員長 もう一度すいません。私詳しくないので、今回は出来ないとおっしゃいました。それは、日時的なものなのか、そういう法的なものということですか。

○東郷副市長 特別職についてはですね。寄付行為の部分もございます。そういったこともございますので、その基金については、基金の創設については条例改正が必要でありますので、直ちにということにはいかないと思えます。そういった寄付の関係、いろんなことも検討させていただいたうえで、検討させていただきたいということです。

○今野副委員長 はい。非常にこれ有効だと私は思いますので、ぜひ本当に前向きに、早急に検討していただければと思います。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第47号土浦市特別職の職員で常勤のもの給料月額の特例に関する条例の制定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり。)

○島岡委員長 それでは再度、採決いたします。異議ありというご意見がございましたので、まず、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(今野副委員長、久松委員、吉田(千)委員、海老原委員、柴原委員、篠塚委員)

○島岡委員長 反対の方は挙手をお願いいたします。

(吉田(博)委員)

○島岡委員長 反対の方の意見をお尋ねいたします。

○吉田(博)委員 これは単なる執行部の特別職のパフォーマンスに過ぎないというようなことを言わざるを得ません。金額130万。どうせやるならもっとやるべきでしょう。130万くらいで減額しましたなんていう顔をされるのは、市民は迷惑だと思いま

す。以上。

○**島岡委員長** 只今の採決につきまして、賛成6、反対1ということでございますので、賛成多数で、議案第47号土浦市特別職の職員で常勤のものの給料月額の特例に関する条例の制定については、原案どおり決しました。

次に、予算決算委員会分科会としての審査となります。

議案第48号令和2年度土浦市一般会計補正予算（第5回）歳出中第2款（総務費）を議題といたします。執行部より説明を願います。

○**今野人事課長** 委員会資料でご説明させていただきます。資料の3番目になりますが、条例制定に伴い減額となる額をご覧いただきたいと思っております。表をご覧いただきまして、右側から2番目の金額が常勤の特別職の4カ月間の給料減額の額で、その合計は130万3,200円の減額となります。その内、2款総務費1項総務管理費につきましては、市長、副市長の分の101万9,200円を減額補正をするものでございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** それでは、分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算について、賛成とする方は、挙手を願います。

（今野副委員長、久松委員、吉田（千）委員、海老原委員、柴原委員、篠塚委員）

○**島岡委員長** 反対の方は挙手をお願いいたします。

（吉田（博）委員）

○**島岡委員長** 反対される方の理由は。

○**吉田（博）委員** さっき述べたようなことです。

○**島岡委員長** それでは、賛成6、反対1ということで、予算決算委員会分科会の審査はこの程度といたします。

○**島岡委員長** その他、執行部から何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 委員の皆さんから何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての議案の審査は終了しました。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。この後、委員長報告書の読み合わせを議会応接室にて行います。準備が整いましたら、お声かけをいたしますのでよろしく申し上げます。